

令和8年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託に関する制限付一般競争入札質問票

No.	質問	回答
1	委託期間は令和8年度の単年度となっているが、次年度以降も継続して委託する予定はありますか。	医療型短期入所事業所の開設には、医療機関の意思決定等の時間を要することを踏まえて、令和8年度から令和10年度までの3か年を想定しています。ただし、令和9年度以降は、各年度の予算成立を前提条件とし、前年度の実績や目標達成に向けた進捗状況等を評価した上で、事業継続を判断します。
2	仕様書4の目標値の設定について、市が想定している具体的な目標値はありますか。	本市では、本事業で想定する令和8年度から令和10年度までの期間において、2事業所以上の新規開設を目標値としています。受託者においては、本市の目標値を踏まえて、専門的な知見や経験に基づき、初年度に達成すべき現実に即した目標値を実施計画書にて設定していただくことを想定しています。
3	設定した目標値が未達成だった場合、委託料の減額などのペナルティはありますか。	目標値の未達成を理由とした委託料の減額や違約金等のペナルティはありませんが、毎月の状況や今後の対応の報告を求めることを考えています。なお、業務完了報告時には未達成の要因分析を詳細に報告していただく必要があります。